

## 地域医療支援病院の概要について

### 1 趣旨

医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、今後、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。このような観点に立って、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、地域医療支援病院の制度が設けられたもの。

### 2 役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

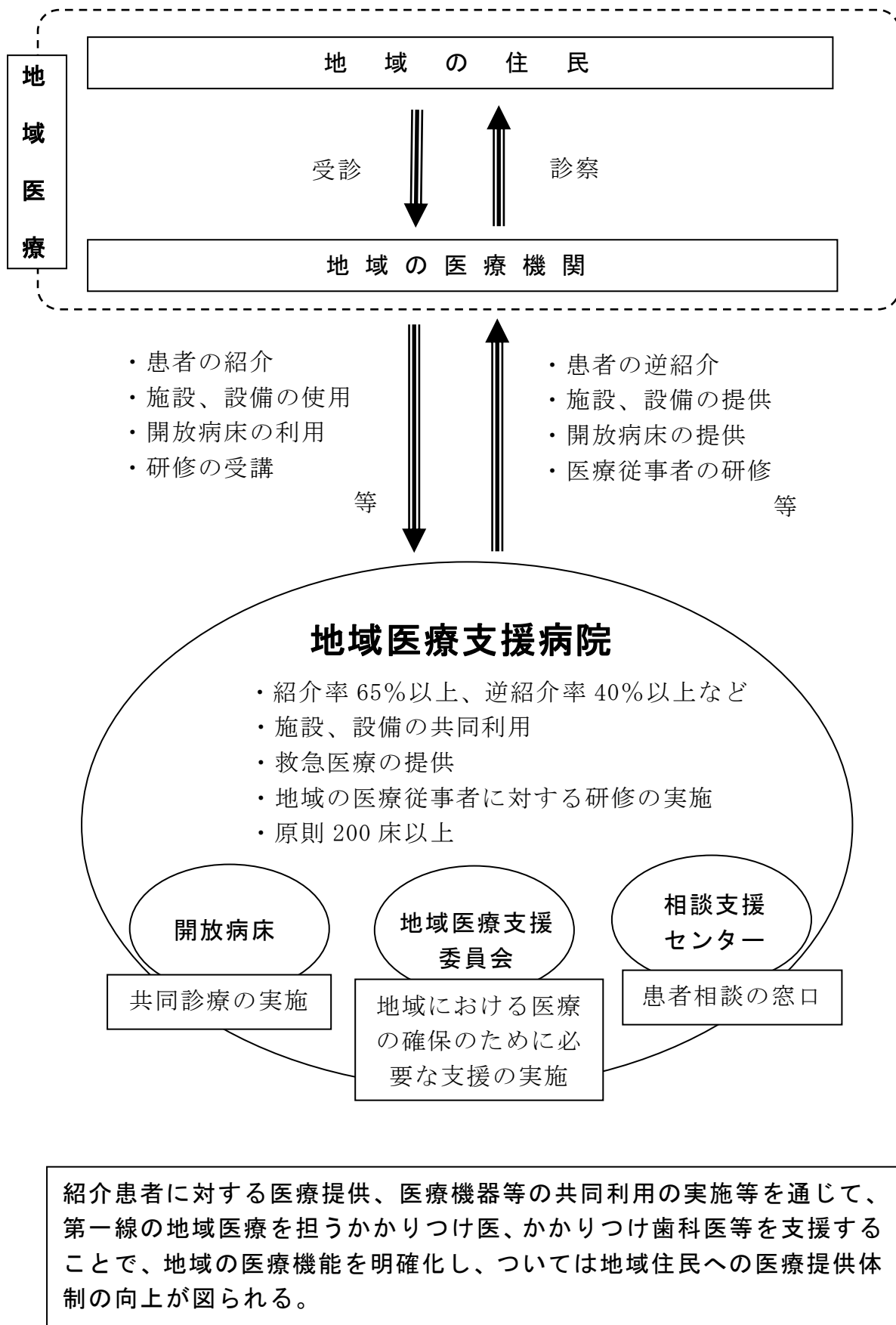
### 3 承認要件

- ・ 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人等
  - ・ 紹介患者中心の医療を提供していることとして、次のいずれかを満たしていること。
    - ① 紹介率80%以上（紹介率が65%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
    - ② 紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上
    - ③ 紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上
  - ・ 救急医療を提供する能力を有すること
  - ・ 建物、設備、機器等を地域の医療従事者が利用できる体制を確保していること
  - ・ 地域医療従事者に対する研修を行っていること
  - ・ 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること
- ※ 下線部は、H26.4.1からの改正箇所

### 4 現状

地域医療支援病院の制度は平成10年4月に施行された改正医療法（第3次医療法改正）で制度化されており、県内では、県立中央病院（平成19年7月）、県立中部病院（平成22年9月）、県立磐井病院（平成25年10月）が名称使用の承認を受けていること。

## 地域医療支援病院のイメージ図



地域医療支援病院承認に係る審査概要（県立胆沢病院）

申請者	県立病院等事業管理者 岩手県医療局長 佐々木 信	病院名	岩手県立胆沢病院 (奥州市水沢区字龍ヶ馬場61))	
項目	審査基準等 (医療法改正施行通知(平成10年5月19日))		審査結果	判定等
開設者 (第4条第1項)	①国 ②都道府県 ③市町村 ④社会医療法人 ⑤公的医療機関 ⑥医療法人 ⑦民法法人(社団・財団) ⑧学校法人 ⑨社会福祉法人 ⑩独立行政法人労働者健康福祉機構 ⑪保険医療機関であるエイズ治療の拠点病院 ⑫保険医療機関である地域がん診療拠点病院		②に該当：県立病院	適
紹介率等 (①から③までのいずれか) (第4条第1項第1号)	①80%以上(但し、65%以上80%未満の病院は、80%以上にするための2年間の計画作成が必要) ②紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上。 ③紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上。		②に該当 ・紹介率 67.5% ・逆紹介率 52.1%	適
共同利用の体制 (第4条第1項第1号)	建物・設備等に関してあらかじめ情報提供 専用病床の確保		・開放病床運営要綱 ・施設・設備等共同利用登録医規程 ・27医療機関登録 ・開放病床 5床	適
救急医療の提供 (第4条第1項第2号)	重症患者を常時受け入れられる体制の確保 救急患者を円滑に受け入れる体制の確保 以下の何れかに該当 ① 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)÷救急医療圏人口×1,000 が2以上であること ② 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)が1,000以上であること		・重症救急患者の受入に対応できる医療従事者 31人 ・優先的に使用できる病床又は専用病床 優先病床15床 ・救急搬送患者数2,653/ 医療圏の人口139千人×1,000=19.08≧2	適
研修 (第4条第1項第3号)	地域の医療従事者に対する研修の実施(年12回以上)		・地域医療研修実施要綱 ・施設：大小会議室等 ・H25年度29回開催	適

項目	審査基準等 (医療法改正施行通知(平成10年5月19日))	審査結果	判定等
病床数 (第4条第1項第4号)	200床以上(但し、知事が必要と認めた場合を除く。)	一般 337床 結核 9床	適
施設 (第4条第1項第5号6号)	集中治療室 (第22条第1号)	有	適
	化学、細菌及び病理検査施設 (第22条第4号)	有	適
	病理解剖室 (第22条第5号)	有	適
	研究室 (第22条第6号)	有	適
	講義室 (第22条第7号)	有(大会議室)	適
	図書室 (第22条第8号)	有	適
	救急用又は患者輸送用自動車 (第22条第9号)	有	適
	医薬品情報管理室 (第22条第9号)	有(薬剤課事務室と共用)	適
総合所見	法令及び厚生労働省局長通知で示されている体制等の要件に適合している。		

地域医療支援病院承認調書（県立胆沢病院）

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
<p><b>第四条</b> 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。</p>		<p>二 承認手続</p> <p>(二) 地域医療支援病院を開設することができる者は、国、都道府県、市町村、社会医療法人のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的医療機関(都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。)</li> <li>・ 医療法人(社会医療法人を除く。)</li> <li>・ 公益法人</li> <li>・ 学校法人</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 独立行政法人労働者健康福祉機構</li> <li>・ 次の①及び②のいずれにも該当し、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者</li> </ul> <p>①エイズ治療の拠点病院又は地域がん治療拠点病院</p> <p>②保険医療機関</p>	<p>県立病院</p>	<p>○</p>
<p>一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</p>		<p>三 承認に当たつての留意事項</p> <p>(一) 紹介患者に対する医療提供</p> <p>① いわゆる紹介外来制を原則としていること</p> <p>具体的には、次のいずれかの場合に該当すること</p> <p>ア 次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。)が80%以上であること</p> $\text{地域医療支援病院紹介率} = (\text{紹介患者の数} / \text{初診患者の数}) \times 100$ <p>イ 地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院逆紹介率」という。)が40%以上であること</p> $\text{地域医療支援病院逆紹介率} = (\text{逆紹介患者の数} / \text{初診患者の数}) \times 100$ <p>ウ 地域医療支援病院紹介率が50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70%以上であること</p>	<p>イ)</p> <p>地域医療支援病院紹介率 67.5%</p> <p>地域医療支援病院逆紹介率 52.1%</p>	<p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>前記の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数を用いるものであること。</p> <p>「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。）</p> <p>「初診患者の数」：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第 30 条の 4 に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自覚的症候がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。）</p> <p>「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数</p> <p>② ①において、「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日、</p>		

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日を行い、「夜間」とは、午後6時から翌日の午前8時まで(土曜日の場合は、正午以降)をいうものであること。</p> <p>③ ①において「逆紹介患者」とは、診療に基づき他の医療機関での診療の必要性を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)をいうものであること。</p> <p>④ ①において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。</p> <p>⑤ ①のア)に関して、地域医療支援病院紹介率が65%以上であるが①のイ)の要件に該当しない場合であっても、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。</p> <p>なお、この場合において、承認後、2年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、1年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後3年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。</p> <p>⑥ 地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、法第16条の2第7号及び施行規則第9条の</p>	<p>◎関係医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胆江地区 141 件</li> <li>・ 県内(胆江以外) 204 件</li> <li>・ 県外 169 件</li> </ul>	○

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>19第1項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を審議させること。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとされたいこと。</p> <p>(二) 共同利用の実施</p> <p>ア) 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。</p> <p>イ) 共同利用を行おうとする当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(以下「利用医師等登録制度」という。)を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。</p> <p>ウ) 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、施行規則第9条の16第1号ロ及びハに規定する登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。</p> <p>エ) 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。</p>	<p>◎開放病床運営要綱他 ◎奥州市医師会と覚書締結</p> <p>◎施設・設備等共同利用登録規程 ◎施設・設備等共同利用に関する規定</p> <p>27医療機関登録 県立江刺病院以外は開設者と直接関係なし (9割6分) 担当者：鈴木 俊郎 (地域医療福祉連携室長・医師)</p> <p>開放病床 5床 &lt;参考&gt; ①中部病院の例(5床) ②開放型病院の要件が5床以上</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
二 救急医療を提供する能力を有すること。		<p>(三) 救急医療の提供</p> <p>ア) 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外</p>	<p>・ 救急告示病院 ・ 重症救急患者の受入に対</p>	<p>○</p>



医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</p> <p>なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。</p> <p>イ) 入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>ウ) 救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。</p> <p>エ) 次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>一) 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)÷救急医療圏人口×1,000が2以上であること</p> <p>二) 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数(申請を行う年度の前年度の数)が1,000以上であること</p> <p>ただし、24時間体制で救急医療の体制を整え、医療法第三〇条の四に基づいて作成された医療計画において</p>	<p>応できる医療従事者：33人(当直2～3人体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優先的に使用できる病床15床</li> <li>内科ほか11科で受入実績</li> </ul> <p>◎集中治療室 407・408・421号室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療支援病院における集中治療室は、当該病院の実情に応じ適当な構造設備を有することとしている。</li> <li>集中治療管理を行う広さを有し、救急蘇生装置、人工呼吸装置、心電図モニター装置等を設備し、24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制を確保している。</li> </ul> <p>◎ 平面図他</p> <p>2,653/139千×1000=19.08 一)及び二)に該当</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>位置づけられた救急医療事業を行っている場合については、上記に該当していない場合であっても、都道府県知事が、次に該当すると認めた場合には、同法第四条第一項の要件を満たすものとして、他の要件を満たす場合に限り、地域医療支援病院の承認を行うことができる。</p> <p>i) 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合</p> <p>ii) 小児科等の単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合をいうものであること。</p>		
<p>三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p>		<p>(四) 地域の医療従事者に対する研修の実施</p> <p>ア) 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医師等を含めた症例検討会</li> <li>・医学・医療に関する講習会</li> </ul> <p>イ) 研修目標、研修計画、研修指導體制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。</p> <p>ウ) 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。</p> <p>エ) 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>オ) 年間12回以上(申請を行う年度の前年度の数)の研修を主催していること。</p> <p>なお、研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。</p>	<p>◎図書室の手引き</p> <p>◎地域医療研修実施要綱他</p> <p>◎地域医療研修実施要綱他</p> <p>責任者：鈴木地域医療福祉連携室長(医師)</p> <p>研修委員会：地域医療推進委員会</p> <p>大小会議室 カンファランス室</p> <p>平成25年度29回開催 630名参加 (内院外出席者426名)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
<p>四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p>	<p><b>第六条の二</b> 法第四条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める数は二百とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(五) 病床規模</p> <p>原則200床であること。その場合において、病床の種別は問わないものであること。</p> <p>「都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるとき」とは、他の承認要件を満たしていることを前提として、</p> <p>① 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、地域医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合。</p> <p>② 精神科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認めた場合。</p> <p>を念頭においているものであること。</p>	<p>一般337床 結核 9床</p>	<p>○</p>
<p>五 第二十一条第一項第二号から第八号まで(各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設)及び第十号から第十二号まで(診療科名に産婦人科又は産科を有する病院の場合は分娩室及び新生児の入浴施設、療養病床を有する病院の場合は機能訓練室・談話室・食堂・浴室、消毒施設及び洗濯施設(委託の場合を除く))並びに第二十二条第一号(集中治療室)及び第四号から第九号まで(化学、最近及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室)に規定する施設を有すること。</p>			<p>各科専門の診察室 手術室 処置室 臨床検査施設 エックス線装置 調剤所 給食施設 分娩室及び新生児の入浴施設 (産婦人科・産科標榜の場合に限る) 機能訓練室(療養病床がある場合に限る) 消毒施設及び洗濯施設(委託の場合を除く) 集中治療室 化学、細菌及び病理の検査施設 病理解剖室 研究室 講義室(大会議室)</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○ ○ ○ ○ ○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
			図書室 救急用又は患者輸送用自動車、 医薬品情報管理室(薬剤課事務 室と供用)	○ ○ ○
六 その施設の構造設備が第二十一条第一 項及び第二十二條の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。	(第20条、第21条の5)		別記記載	
<b>第十六條の二</b> 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない	<b>第九條の十六</b> 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六條の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。	五 管理者の業務遂行方法		
一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。	一 次に掲げるところにより、共同利用を実施すること。 イ 共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。 ロ 共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。 ハ 共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。 二 共同利用のための専用の病床を常に確保すること。	(一) 共同利用の実施 ① 「共同利用の円滑な実施のための体制」 ア) 当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための開放利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。 イ) 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。 ウ) 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、施行規則第9條の16第1号ロ及びハに規定する登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。 ② 「専用の病床」 共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。また、他の病床の利用状況等の事情からやむを得ず共同利用に係る患者以外の患者を一時的に収容することは差し支えないものであること。	<既審査事項>  <既審査事項>  <既審査事項>  <既審査事項>	○  ○  ○  ○

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
<p>二 救急医療を提供すること。</p>	<p>二 次に掲げるところにより、救急医療を提供すること。</p> <p>イ 重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。</p> <p>ロ 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。</p>	<p>(二) 救急医療の提供</p> <p>① 「重症の救急患者に対し医療を提供する体制」</p> <p>ア) 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</p> <p>なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。</p> <p>イ) 入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>ウ) 三の(三)の(エ)の要件を満たしていること。</p> <p>② 「他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制」</p> <p>→ 救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していることをいうものであること。</p> <p>③ 救急医療の提供は、必ずしも当該病院が標榜する診療科全てにおいて行うことを求めるものではないが、一部の診療科について実施する場合には、予め都道府県担当部局、消防機関等関係機関に対してその旨を通知しておくこと。</p>	<p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。</p>	<p>三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。</p>	<p>(三) 地域の医療従事者に対する研修の実施</p> <p>① 「生涯教育その他の研修を適切に行わせること」</p> <p>ア) 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医師等を含めた症例検討会</li> <li>・医学・医療に関する講習会</li> </ul>	<p>&lt;既審査事項&gt;</p>	<p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>イ) 研修目標、研修計画、研修指導體制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。</p> <p>ウ) 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。</p> <p>エ) 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>オ) 年間 12 回以上(申請を行う年度の前年の数)の研修を主催していること</p> <p>② 本号に規定する研修は、医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師及び看護婦等に対する、これらの者の資質の向上を図るための研修を指すものであること。</p> <p>③ 当該病院においては、地域の医療従事者の資質の一層の向上を図るため、研修の実施とともに、地域の医師等が行う地域医療に関する研究、保健医療活動への援助を行うほか、疾病や医薬品情報等の保健医療情報を収集検討し、地域の医師等に提供することが望ましいものであること。</p>	<p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>&lt;既審査事項&gt;</p> <p>H25 年度 29 回開催</p> <p>◎「岩手県立胆沢病院地域医療従事者に対する研修に関する規程」第 2 条(研修対象者)において、研修会等の対象者を、胆江圏域において開業又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師、看護師等としている。</p> <p>◎同規程第 3 条(研修及び研修プログラム)において、研修会、講演会講師派遣などの保健医療活動等への援助、医学、薬学等に関する情報提供などについて規定している。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>四 第二十二條第二号及び第三号に掲げる諸記録(診療に関する諸記録、病院の管理及び運営に関する諸記録)を体系的に管理すること。</p>	<p>四 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を含め、諸記録を適切に分類して管理すること。</p>	<p>(四) 諸記録の管理</p> <p>① 「診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者」 → 業務が適切に実施されていれば、必ずしも専任の者でなくとも差し支えないものであること。</p> <p>② 諸記録の管理方法は、病院の実状に照らし適切なものであれば、必ずしも病院全体で集中管理する方法でなくとも差し支えないものであること。また、分類方法につ</p>	<p>責任者 松本院長 担当者 久慈医事経営課長</p>	<p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		いても、病院の実状に照らし、適切なものであれば差し支えないものであること。		
<p>五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二條第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。</p>	<p>五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。</p> <p><b>第九條の十七</b> 法第十六條の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、地方公共団体及び当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする歯科医師とする。</p> <p><b>第九條の十八</b> 法第十六條の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。</p>	<p>(五) 諸記録の閲覧</p> <p>① 「診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者」 → 業務が適切に実施されていれば、必ずしも専任の者でなくとも差し支えないものであること。</p> <p>② 「閲覧の求めに応じる場所」 → 閲覧に支障がなければ、必ずしも閲覧専用の場所でなくとも差し支えないものであること。なお、閲覧に供することによって諸記録が散逸することのないよう、十分に留意する必要があるものであること。</p>	<p>○診療に関わる諸記録 責任者 半田副院長 担当者 石岡主査 場所 限定しない(職員の立会い必須)</p> <p>○管理に関わる諸記録 責任者 鈴木地域医療福祉連携室長 担当者 高橋事務局次長 場所 地域医療福祉連携室</p> <p>閲覧請求者の範囲 施設・設備 共同利用登録医</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。</p>	<p><b>第九條の十六</b></p> <p>六 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。</p> <p>イ その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。</p> <p>ロ 必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。</p>	<p>(六) 紹介患者に対する医療提供</p> <p>① 「その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること」 → いわゆる紹介外来制を原則としていること</p> <p>③ 「必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること」 → 具体的な数値を示すものではないが、地域医療支援病院における紹介患者に対する医療提供に当たって</p>	<p>&lt;既判断事項&gt;</p> <p>◎退院調整担当看護師の配置</p>	<p>○</p>

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>は、その経過等について紹介元医師等に対し随時適切な情報提供を行い、患者の病状が軽快した場合等においては、患者の住み慣れた身近な地域で医療を提供するという観点から、当該患者の意思を確認した上で、当該紹介元医師等に対して当該患者を紹介すること等を意味するものであること。また、紹介によらず直接受診した患者に対しても、紹介患者の取扱いに準じて対応すること。</p>		
七 その他厚生労働省令で定める事項	<p><b>第九条の十九</b> 法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。</p> <p>2 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。</p>	<p>(七) 地域医療支援病院内に設けられる委員会</p> <p>① 当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、本通知「第二 地域医療支援病院に関する事項」中、主として「五 管理者の業務遂行方法」に定められた各事項((七)を除く。)に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。</p> <p>② 同委員会は、当該地域医療支援病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成されるべきものであり、例えば、当該地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当であること。</p> <p>③ 委員として、当該病院の関係者が就任することを妨げるものではないが、その場合にあっても、関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。</p> <p>④ 委員会は、定期的(最低四半期に一回程度)に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げないものであること。</p> <p>⑤ 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出された時は、最大限それを尊重するものであること。</p> <p>(八) 患者に対する相談体制</p>	<p>地域医療支援委員会規程</p> <p>医師会等代表4名 行政機関3名 学識経験者1名 胆沢病院3名</p> <p>〃</p> <p>四半期に1回</p> <p>規程第5条第4項</p> <p>◎「患者サポート体制」相談窓</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>



医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
		<p>「当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」 → 病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること。</p>	口運用マニュアル	
<p>2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。</p>			◎「患者サポート体制」相談窓口運用マニュアル	○
<p><b>第二十二條</b> 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p>	<p><b>第二十一條の五</b> 法第二十二條第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。</p>	六 構造設備・記録		
<p>一 集中治療室</p>	<p>一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。</p>	<p>(一) 「当該病院の実状に応じて適当な構造設備」 → 具体的な面積基準、有すべき設備を定めるものではなく、当該病院の病床規模、病床の種別等に応じて、必要と認められる構造設備を有していれば差し支えない。</p>	<記判断事項>	○

医療法	医療法施行規則	○医療法の一部を改正する法律の施行について (平成一〇年五月一九日(健政発第六三九号))	審査結果	判定
二 診療に関する諸記録	二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。		◎添付5.6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法	○
三 病院の管理及び運営に関する諸記録	三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。		◎添付5.6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法	○
四 化学、細菌及び病理の検査施設	—		<記判断事項>	○
五 病理解剖室	—		<記判断事項>	○
六 研究室			<記判断事項>	○
七 講義室			<記判断事項>	○
八 図書室			<記判断事項>	○
九 その他厚生労働省令で定める施設	<b>第二十二條</b> 法第二十二條第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室（医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。）とする。	(二) 「医薬品情報管理室」 → 現在特定機能病院に設置されているものと同一のものであり、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えていれば、他の用途の室と共用することは差し支えないものであること。	<記判断事項>	○

# 地域医療支援病院承認にかかる根拠法令等

## ○ 医療法（昭和23年法律第205号）

### （地域医療支援病院）

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

- (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (2) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (4) 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (5) 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。
- (6) その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

### （地域医療支援病院の業務関係報告書の提出義務）

第12条の2 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

### （地域医療支援病院の管理者の行うべき事項）

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- (2) 救急医療を提供すること。

- (3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
  - (4) 第22条第2号及び第3号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。
  - (5) 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
  - (6) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
  - (7) その他厚生労働省令で定める事項
- 2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

**（病院の法定人員及び施設の基準等）**

**第21条** 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- (1) 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者
- (2) 各科専門の診察室
- (3) 手術室
- (4) 処置室
- (5) 臨床検査施設
- (6) エックス線装置
- (7) 調剤所
- (8) 給食施設
- (9) 診療に関する諸記録
- (10) 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- (11) 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
- (12) その他都道府県の条例で定める施設

**（地域医療支援病院の法定施設等）**

**第22条** 地域医療支援病院は、前条第1項（第9号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- (1) 集中治療室
- (2) 診療に関する諸記録
- (3) 病院の管理及び運営に関する諸記録

- (4) 化学、細菌及び病理の検査施設
- (5) 病理解剖室
- (6) 研究室
- (7) 講義室
- (8) 図書室
- (9) その他厚生労働省令で定める施設

## ○ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

### （地域医療支援病院の名称承認の申請）

**第6条** 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 名称
- (3) 所在の場所
- (4) 病床数
- (5) 法第22条第1号及び第4号から第8号までに掲げる施設及び第22条に掲げる施設の構造設備

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者（以下「紹介患者」という。）に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類
- (2) 当該病院において、共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。）のための体制が整備されていることを証する書類
- (3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類
- (5) 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類
- (6) 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
- (7) 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- (8) 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- (9) 第9条の19第1項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

### （地域医療支援病院の収容施設の数）

**第6条の2** 法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は二百とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りでない。

### （地域医療支援病院の業務関係報告書の提出義務）

**第9条の2** 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
- (2) 共同利用の実績
- (3) 救急医療の提供の実績

- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
  - (5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法
  - (6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績
  - (7) 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績
  - (8) 患者相談の実績
- 2 前項の報告書は、毎年十月五日までに都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

**(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)**

**第9条の16** 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第16条の2第1項第1号から第6号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 次に掲げるところにより、共同利用を実施すること。
  - イ 共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。
  - ロ 共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。
  - ハ 共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。
  - ニ 共同利用のための専用の病床を常に確保すること。
- (2) 次に掲げるところにより、救急医療を提供すること。
  - イ 重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。
  - ロ 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。
- (3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。
- (4) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。
- (5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。
- (6) 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。
  - イ その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。
  - ロ 必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。

**(地域医療支援病院に医師以外で諸記録の閲覧を請求できる者)**

**第9条の17** 法第16条の2第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者

は、地方公共団体及び当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする歯科医師とする。

#### **(地域医療病院が閲覧に供する諸記録)**

**第9条の18** 法第16条の2第1項第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。

#### **(地域医療支援病院が設置する委員会及び相談体制の確保)**

**第9条の19** 法第16条の2第1項第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

- 2 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

#### **(地域医療支援病院の施設及び記録)**

**第21条の5** 法第22条第1号から第8号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

- (1) 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。
- (2) 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。
- (3) 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。

#### **(地域医療支援病院の有すべき施設)**

**第22条** 法第22条第9号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室（医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第22条の4において同じ。）とする